

戦争の終わらせ方と戦争墓地

—— フランクフルト条約からサンフランシスコ平和条約まで ——

原 田 敬 一

〔抄 録〕

戦没者追悼のあり方を考える上で、戦没者の埋葬がどのように行われているのか、は日本ではあまり問題にしないが、欧米では大問題である。大問題となったのは、U Kのプーア戦争、独・仏の普仏戦争あたりからだから、ヨーロッパでは100年以上の歴史がある。それは「戦争文化」とも言える。フランクフルト条約で、相互に戦争墓地を尊敬し、維持することを取り決め、以後その形式は継承されている。

キーワード 戦没者追悼、戦争墓地、戦争文化、ドイツ戦争墓地維持国民同盟

はじめに

国民国家の戦没者追悼事業は、どのような形で行われているのか。筆者のささやかな調査と研究でも、幾つかのことはわかってきた。本稿は一連の報告の一つである。

戦前日本国家の場合、靖国神社において戦死・戦病死の軍人・軍属を「英霊」として祭祀し、戦場にも慰霊塔や納骨堂を作り、祭祀とする。平時・戦時の死没軍人は、全国各地の軍用墓地（外国である中国、外地の朝鮮・台湾を含めて陸軍墓地・海軍墓地計90ヶ所以上）、に埋葬する。祭祀と埋葬の二つの場面に国家が主体となる制度を作り上げ、1870年代初頭から1945年まで70年間維持してきた。この埋葬体制の上に、靖国神社—護国神社という国家祭祀体制が据えられたのが、戦前国家による埋葬—祭祀システムである。

戦争をどう捉え、「戦没者」をどう定義するか、によってこうした「埋葬と祭祀」の場面が変化するのは当然だろう。封建領主が、自己の軍勢や戦争の結果をどのように考えて、追悼行事を行ったのか、が、そのまま近代に入っても同じである必要はない、という判断のもとに新政府は、招魂社制度を作り、靖国神社へと発展させてきた。そうした靖国神社のあり方を1945年以後どのように扱うのか、は現代の私たちが託されている課題であり、それを解決しなければならないのに、敬遠してきたという戦後史がある。この点では、加藤典洋氏の問題提起は今でも重要である。「死者との約束」という誰も反論不可能な論拠によって、現代社会のあり方

を無条件で否定するのは、彼ら死者の意志をも不当に軽視するものであろう。死者が自らの死後に決定権を持っている、と誰が考えただろうか。「死者との約束」を隠れ蓑にして決定権を握ろうとするのは、死者への冒瀆でもある。

西欧の国家によく見られる「凱旋門」は、国王や貴族の戦勝記念碑であるとともに、戦没した軍人たちへの追悼の意思が表れたものとも考えることもできる。しかし、第二次世界大戦後の社会は、それらを撤去したり、パリのシャンゼリゼ通りにある凱旋門のように解釈し直されて、第一次世界大戦の戦没者追悼施設という意味づけからいまだに立ち続けているものもある。

そうした異同を自ら確認することを求めて、2000年から2005年まで海外調査を行ってきた。台湾、韓国（2回）、UK（3回）、ベルギー、フランス（2回）、アメリカ合州国、ドイツ（2回）と続けてきたが、ヨーロッパ調査では第一次世界大戦の痕跡という意味付けが強く感じられた。既にこれらの調査は、台湾、韓国、UK、アメリカ合州国に分けてそれぞれ佛教大学『文学部論集』、『総合研究所紀要』に発表してきたので、今回はドイツ、オーストリアについて報告する。2004年8月と2005年8月に行った調査では、ドイツ史専攻の松本彰新潟大学教授にたいへんお世話になった。感謝の意をここで表しておきたい。

第一章 ドイツ圏の戦争墓地

第一節 ウィーン中央墓地の戦争墓地

ウィーンの内環状部にあるリンク（かつての城壁を取り払い、環状道路にしたもの）から低床の市電を探し、ジーマリンガー・ハウプト通りを南に向かう市電71番に乗ると、10分ほどの郊外に「ウィーン中央墓地」がある。モーツァルトが埋葬されたので有名になった「ザンクト・マルクス墓地」は、71番の途中である。「ザンクト・マルクス墓地」は、啓蒙君主ヨーゼフ二世の指導により、市内中心部から不衛生な墓地を撤去するため、1783～84年にリンクの外側に数カ所の墓地を新設した一つである。しかし、すぐ満杯になり、19世紀に入って増設されたのがこの「中央墓地」である⁽¹⁾。1872年から建設を開始し、1874年10月30日開所式が行われた⁽²⁾。

「中央墓地」は、約238万5000平方メートル（約241畝）という広大な敷地を占め（南北のイスラエル墓地を除く）、300万人以上の死者が眠っている。ジーマリンガー・ハウプト通りに面する正門から入ると、整然とした区画に30万基と言われる墓標の多さに圧倒される。2004年夏、端から端まで歩いて調査し、五名の調査参加者は疲れはてた、というのが率直な感想であった。自分の家族の墓参りならいざ知らず、墓地調査は体力が必要な条件であることを再確認した。

この墓地には、「著名人区画」と名づけられた一角があり、ウィーンで亡くなった著名な音楽家などが、さまざまな意匠の墓石とともに眠っている⁽³⁾。

「戦争墓地」は、この墓地の最も奥まった区画である。銘板によると、ここは「ウィーン兵士墓地」と呼ばれ、1939年から1945年の第二次世界大戦で亡くなった7031人の兵士が埋葬されている、という。個人墓標で示される兵士たちは、氏名や戦没地が刻まれている者もいるが、遺体は発見されたものの「氏名不詳者 UNBEKANNTER」としか刻まれない人々もいる。その入口には、ドイツ兵の集合墓があり、判明した氏名が刻まれている。

「ウィーン兵士墓地」に到着するまでに「ソ連兵士墓地」もあった。オーストリア兵ほど埋葬者が多いわけではないが、中央の門からはいると、中間的な区画の位置で、戦勝国ソ連、という力関係を想起させる場所だった。東ドイツでもオーストリアでも、ソ連は「戦勝国」として「戦勝記念碑」の建立を要求し、それぞれ大規模な戦勝記念碑が建立されている。ドイツ国民とオーストリア国民の歴史意識は、それらの「戦勝記念碑」を現在でも維持しているところに表されている。木々や花などの植物の手入れも含めて、清潔で明るい記念碑公園として、両国の努力が続けられている。その背景には、後述する「戦争墓地」の維持に関する130年以上の歴史があるからではないだろうか。

第二節 ノイエ・ヴァッヘとボン北墓地

ドイツにおける戦没者追悼施設としては、ベルリン市の中央部にある「ノイエ・ヴァッヘ」が最も有名である。日本政府（内閣官房）が「諸外国における主な戦没者追悼施設の現状について」を報告したとき（2002年2月1日）、ドイツについては、

建造物：「ノイエ・ヴァッヘ」（ベルリン）。

記念碑（名称不明、ボン北墓地）

の二つが挙げられ、由来を知らなければ、ベルリン市とボン市にわかれて性格の違うものが設立されたかのように思えるが、その説明も必要である。首都ベルリンにある「ノイエ・ヴァッヘ」については、さまざまな紹介がされてきた。同所に説明版が掲げられており、独・英・仏語などの傍らに日本語もある。その説明は、次のようになっている（改行は原文のまま）⁽⁴⁾。

ノイエ・ヴァッヘ

戦争と専制政治の犠牲者のための

ドイツ連邦共和国中央記念館

「ノイエ・ヴァッヘ」—直訳して、新衛兵所—は1816年から1818年の間、カール・フリードリッヒ・シンケルの設計に基づいて、プロイセン王フリードリッヒ・ウィルヘルム3世のために1816年から1818年にかけて建設されました。ここには1818年から1918年まで国王警護の衛兵（ヴァッヘ）が配置されていました。

1931年、当時のプロイセン政府はこのノイエ・ヴァッヘを改装、ハインリッヒ・テッセノウの提案で「世界大戦戦没者慰霊室」を設立しました。訪れる人々を追悼へといざなう部屋の中央には、銀色の柏樹の葉を配した花崗岩の花輪が置かれていました。

第二次世界大戦終戦の間際、ノイエ・ヴァッヘは爆弾により大きな損害を蒙りました。ノイエ・ヴァッヘの建物は旧ドイツ民主共和国（旧東独）により再建され、1960年以後、「ファシズムと軍国主義の慰霊室」として使用されるようになりました。また1960年からは、室内中央に永遠の炎が灯されていました。

1969年無名戦士一名と強制収容所の無名犠牲者一名の亡骸がここに葬られました。この亡骸は第二次世界大戦の戦場と強制収容所の土壌からもってきた土に埋葬されています。

1993年、ノイエ・ヴァッヘはドイツ連邦共和国中央慰霊館となりました。

室内は大部分ワイマール共和国時代の設備が再現されています。慰霊館の中央にはケーテ・コルヴィッツの作品「死んだ息子を抱く母」を拡大した像が立っています。この拡大像はハラルド・ハーケの制作によるものです。

ノイエ・ヴァッヘはファシズムと暴力支配の犠牲者に対する記憶と追悼の場です。

説明版で要は尽くされているので、先を急ぐ⁽⁵⁾。1945年以後、「ノイエ・ヴァッヘ」を東ドイツに占有された西ドイツは、国家的追悼の場として、ボン市の北墓地に十字架を建てて補った。以後、各国の訪問者はここを訪れて花輪などを捧げていた。

ボン市の「北墓地」とは何か。ここは、第一次世界大戦以来の市民と軍人が眠る墓地であった。ここに置かれていた説明版には次のようにある⁽⁶⁾。

ボン戦争墓地

ボン及びボンンの都市部には21の戦争墓地に3517人の戦争と暴力支配の犠牲者が眠っている。比較的大きな施設は、北墓地、ポイエル、デュイスドルフ、ブリッターズドルフにある。

第一次世界大戦が始まるとすぐに、最初の傷病兵輸送列車が前線（フランドルの戦場）から故郷に来た。デュイスブルグなどの都市と同様に、ボンもまた、野戦病院都市になった。約6万7000人の負傷者がボンとその周辺で手当を受けた。1057名の兵士が亡くなり、うち569人が北墓地に埋葬された。そのうち160人がボン市の息子たちだった。また1918年10月31日最初の空襲の犠牲者も埋葬されている。彼らは平和に暮らしていて、最後に思いもかけない爆撃に驚愕させられたのだった。戦争中ここは「榮譽の墓」と呼ばれるようになり、さまざまな国・人種・言語・宗教の人々が埋葬された。その中にはロシア、セルビア、イタリア、ポルトガルの俘虜がいる。

大戦後、 BONN は数年間外国軍によって占領され、占領軍は、彼らの死者を北墓地に埋葬した。それゆえ、ここには100人のフランス人戦没者、177人のモロッコ人の墓もある。ボンで死んだイギリス人は、ポッペルスドルフの墓地に埋葬された。占領軍は撤退と共に、彼らの死者を故郷に運んだ。しかしイギリス人は、第一次世界大戦で戦没したシーク教徒三人の墓を北墓地（高い十字架の右外、21区）に残した。ボン出身の2723人の戦没者氏名

と2187人の行方不明者氏名を刻む榮譽ホールの新設計画は、1920年代終わりに財政難から中止された。

第二次世界大戦の末期、ボンもまた戦争によって混乱した。約2000人の戦没者がこの北墓地を最後の安息の場とした。その中には、ボン及びその周辺の大戦末期の戦闘で倒れた兵士たち、ボン野戦病院で亡くなった人々、外国人労働者、空襲の犠牲者、俘虜がいた。俘虜の中には81名のロシア兵がおり、彼らはロシア正教会の十字架の石が置かれて区切られた場所に葬られている。

1949年、1953年、1966年、1970年、1980年には榮譽墓地施設の改装が行われ、今日のような形になった。戦争直後、古い農家のオークの木によって祭壇の様な台の上に、8mの高いく木製十字架が建てられた。その後この木製十字架は、天候の変化に耐えられるように、保護のためのアルミニウムのカバーが、ボン野戦病院のアルミニウム工場連合の実習工場で作られた。

十字架の前には、1980年に、もともとはホーフガルテンにあった「戦争と暴力支配の犠牲者のために」と書かれたプレートが掲げられた。このプレートは、その時以降現在までそこにあり、北墓地の榮譽の碑は、外国からの国賓が花輪を捧げる場所になった。フランスのジスカールデスタン大統領が花輪を捧げた最初の外国元首であった。1991年からは公式の花輪献呈行事は、ベルリンのノイエ・ヴァッヘ（新衛兵所）の中の榮譽の碑で行われることになったが、外国の代表がボンを訪れた時には、北墓地に花輪を捧げる。1976年北墓地で最初のドイツ戦争墓維持国民同盟主催の戦争墓を世話するための国際青年キャンプが開かれた。20年以上にわたって青年キャンプはボン市の援助によって毎年行われている。

1970年5月19日にボン北墓地の榮譽の場所は公式に除幕された。

非常に詳しい説明であるが、北墓地の全てを語っているので全文引用とした。ただこの説明で間違っているのではないかとと思われるのが、木製十字架が建てられた時で、十字架の側にあった別の説明版では「1933年」とあり、「戦争直後」は第一次世界大戦後の意味と解すべきではないだろうか。この説明により、北墓地は、決してドイツ国防軍兵士だけの墓地ではなく、市民墓地であり、戦闘や空襲、捕虜生活などで亡くなった、国籍・言語・宗教の異なる多くの人々が眠っている墓地だと確認できる。こうした北墓地を、榮譽の場所とすることには、このような事情が考慮に入っていたと考えるのが自然であろう。

戦場に造成された「戦争墓地」は、軍人・軍属を埋葬し、宗教性を強く認識させる「道具」は設置されていないものの、英国の場合は、「嘆きの石」と「十字架」を設置することが多い。政教分離が強く意識されるフランスでも、象徴的な場所には教会を設置している。ドイツの場合は、フランスに近い。宗教性は感じさせない。

第二章 戦争の終わらせ方と戦争文化

第一節 第一次世界大戦の講和条約

ナポレオンからの諸国民解放戦争以来100年間、大きな戦争を経験しなかったヨーロッパ各国は、第一次世界大戦によって、戦争というものの悲惨さを体験する。一年もあれば終わると楽観視された「欧州戦争」は、その時点で国民国家を形成していた世界中の国々を巻き込み、「大戦争 The Great War」、さらに「世界戦争 The World War」に発展していった。巻き込まれたのは、国民国家だけでなく、兵士や軍属、労務者などの形で動員することにより、それらがアフリカ、アメリカ、アジアに保有していた植民地、半植民地の民衆をも、であった。英・仏・独の各国とも、100万人を越える兵士たち、すなわち青年の戦死者を出すことになった。1919年6月28日に、ドイツと連合国の間で締結された「ヴェルサイユ平和条約 The Peace Treaty of Versailles」は、「第6編 俘虜及び墳墓」の章で、2ヶ条にわたって「墳墓 Graves」を規定している。以前に拙稿⁽⁷⁾で拙訳を示したが、ここでは原文と翻訳を示し、他の条約と比較したい⁽⁸⁾。

【条約1】 The Peace Treaty of Versailles

Part VI Prisoners of war and Graves

Section I Prisoners of war (引用者：省略) 214~221

Section II Graves

Article 225 The Allied and Associated Governments and the German Government will cause to be respected and maintained the graves of the soldiers and sailors buried in their respective territories.

They agree to recognise any Commission appointed by an Allied or Associated Government for the purpose of identifying, registering, caring for or erecting suitable memorials over the said graves and facilitate the discharge of its duties.

Furthermore they agree to afford, so far as the provisions of their laws and the requirements of public health allow, every facility for giving effect to requests that the bodies of their soldiers and sailors may be transferred to their own country.

Article 226 The graves of prisoners of war and interned civilians who are nationals of the different belligerent States and have died in captivity shall be properly maintained in accordance with 225 of the present Treaty.

The Allied and Associated Governments on the one part and the German Government on the other part reciprocally undertake also to furnish to each other.

(1) A complete list of those who have died, together with all information useful for identification.

(2) All information as to the number and position of the graves of all those who have been buried without identification.

【条約1：翻訳版】同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約（いわゆるヴェルサイユ平和条約）

第六編 俘虜及墳墓

第一款 俘虜（引用者：第214~224条は省略）

第二款 墳墓

第二二五条 同盟及連合政府並独逸国政府ハ、各其ノ版図内ニ埋葬セラレタル陸海軍人ノ 墳墓
ヲ尊重シ且保存スヘシ

前記諸国政府ハ、同盟国又ハ連合政府ニ於テ右墳墓ノ識別、登録若ハ管理ノ為又ハ其ノ上ニ適当
ナル記念碑ヲ建設スル為任命シタル委員ヲ商人シ且其職務執行ニ便宜ヲ供与スルコトヲ約ス
尚前記諸国政府ハ自国ノ法令上及公共衛生上差支ナキ限り陸海軍人ノ遺骸ヲ其ノ本国ニ移サトス
ル要求ヲ実現スル為一切ノ便宜ヲ供与スルコトヲ約ス

第二二六条 各交戦国国民タル俘虜及抑留人民ニシテ拘束中死亡シタルモノノ墳墓ハ第二二五条ニ依リ
適当ニ之ヲ保存スヘシ

同盟及連合政府並独逸国政府ハ相互ニ左記ノモノヲ提供スルコトヲ約ス

- (1) 死亡者全表及識別上必要ナル一切ノ情報
- (2) 識別セラレスシテ埋葬セラレタル者ノ墳墓ノ数及其ノ位置ミ関スル一切ノ情報

ヴェルサイユ平和条約は、ドイツと連合の間で締結された講和条約であり、ドイツの同盟国であるオーストリアやトルコ、ブルガリアとは別の条約が結ばれた。【条約2】は、ヴェルサイユ平和条約調印の三ヶ月後、オーストリアとの間で、1919年9月10日に締結されたいわゆる「サン・ジェルマン条約」である。

【条約2】 St.Germain Treaty

PartIV Prisoners of war and Graves

Section I Prisoners of war (引用者：第160～170条は省略)

Section II Graves

Article171 The Allied and Associated Governments and the Austrian Government will cause to be respected and maintained the graves of the soldiers and sailors buried in their respective territories.

They agree to recognise any Commission appointed by the several Governments for the purpose of identifying,registering,caring for or erecting suitable memorials over the said graves and facilitate the discharge of its duties.

Furthermore they agree to afford,so far as the provisions of their laws and the requirements of public health allow, every facility for giving effect to requests that the bodies of their soldiers and sailors may be transferred to their own country.

Article172 The graves of prisoners of war and interned civilians who are nationals of the different belligerent States and have died in captivity shall be properly maintained in accordance with Article 171 of this Part of the present Treaty.

The Allied and Associated Powers on the one part and the Austrian Government on the other part reciprocally undertake also to furnish to each other.

(1) A complete list of those who have died, together with all information usefull for identification.

(2) All information as to the number and position of the graves of all those who have been buried without identification.

【条約2】同盟及連合国ト奥地利国トノ平和条約 (いわゆるサン・ジェルマン条約)

ヴェルサイユ平和条約とほとんど変わらない。ただ、第172条第2項で、オーストリア政府と協定を結ぶもういっぽうの側を、Powers という用語を使用して「諸列強 The Allied and Associated Powers」と表現しているのは、強国としての存在を続けるドイツと、ハンガリーと切り離されて小国となってしまったオーストリアとに対する連合国の意識の現れであろうか。その表現のみが異なった部分である。

連合国は、オーストリア・ハンガリー帝国を解体し、それぞれを主権国家として分離する道を、戦後処理の方法として採用した。主権国家ハンガリーと結んだ【条約3】は、「諸列強・ハンガリー間平和条約」で、1920年6月4日ベルサイユのトリアノン離宮で調印されたため「トリアノン条約」の略称で呼ばれる。

【条約3】 Treaty of Peace Between The Allied and Associated Powers and Hungary
Part VI Prisoners of war and Graves

Section I Prisoners of war (引用者：第144～154条は省略)

Section II Graves

Article 155 The Allied and Associated Governments and the Hungarian Government will cause to be respected and maintained the graves of the soldiers and sailors buried in their respective territories.

They agree to recognise any Commission appointed by the several Governments for the purpose of identifying, registering, caring for or erecting suitable memorials over the said graves, and to facilitate the discharge of its duties.

Furthermore they agree to afford, so far as the provisions of their laws and the requirements of public health allow, every facility for giving effect to requests that the bodies of their soldiers and sailors may be transferred to their own country.

Article 156 The graves of prisoners of war and interned civilians who are nationals of the different belligerent States and have died in captivity shall be properly maintained in accordance with Article 155 of the present Treaty.

The Allied and Associated Governments on the one part and the Hungarian Government on the other part reciprocally undertake also to furnish to each other.

(1) A complete list of those who have died, together with all information useful for identification.

(2) All information as to the number and position of the graves of all those who have been buried without identification.

【条約3】 同盟及連合国ト洪牙利国トノ平和条約（いわゆるトリアノン条約）

これも【条約1】、【条約2】と同内容であることを条文から確認できる。

連合国は、ブルガリアとも講和条約【条約4】を結んでいる。サン・ジェルマン条約に遅れること、さらに2ヶ月、1919年11月27日に「ヌイイー・シュル・セーヌで調印された、諸列強とブルガリアの平和条約並びに議定書、布告」、いわゆる「ヌイイー平和条約」である。

【条約4】 Treaty of Peace Between the Allied and Associated Powers and Bulgaria, and Protocol and Declaration signed at Neuilly-sur-Seine

Part V Prisoners of war and Graves

Section I Prisoners of war (引用者：省略) 106～115条

Section II Graves

Article 116 The Allied and Associated Governments and the Bulgarian Government will cause to be respected and maintained the graves of the soldiers and sailors buried in their respective territories.

They agree to recognise any Commission appointed by any one of these Governments for the purpose of identifying, registering, caring for, or erecting suitable memorials over the said graves, and to facilitate the discharge of its duties.

Furthermore they reciprocally agree to afford, so far as the provisions of their laws and the requirements of public health allow, every facility for giving effect to requests that the bodies of their soldiers and sailors may be transferred to their own country.

Article 117 The graves of prisoners of war and interned civilians who are nationals of the different belligerent States and have died in captivity shall be properly maintained in accordance with Article 116 of the present Treaty.

The Allied and Associated Governments on the one part and the Bulgarian Government on the other part reciprocally undertake also to furnish to each other.

(1) A complete list of those who have died, together with all information useful for identification.

(2) All information as to the number and position of the graves of all those who have been buried without identification.

【条約4】(いわゆるヌイイー平和条約)

連合国がオーストリアと結んだ「サン・ジェルマン条約」と内容的にほとんど変わらないので、これも翻訳を掲載することは控える。「サン・ジェルマン条約」から変更されている部分は下線を引いたが、この条約では表題そのものに「諸列強 the Allied and Associated Powers」と記されていて、本文では「政府 Government」が使用される。

さらにオスマン帝国との講和条約【条約5】が、1920年8月10日パリ近郊の宮殿で調印され、「セーヴル条約」と呼ばれる。「セーヴル条約」は、敗戦国であるオスマン帝国に解体を迫るもので、「この条約が受け入れられるならばトルコ国家の存立が抹殺される性質のもの」⁽⁹⁾という歴史的評価を受けるものだったが、あとで詳しく述べる。この条約でも、ヴェルサイユ条約などと同じように、「第五編 陸軍海軍及航空条項」と「第七編 制裁」の間に「第六編 俘虜及墳墓」として置かれている。内容については問題があるが後述。

【条約5】 The treaty of Peace Between the Allied and Associated Powers and Turkey

Part VI Prisoners of war and Graves

Section I Prisoners of war (引用者：省略) 208～217条

Section II Graves

Article 218 The Turkish Government shall transfer to the British, French and Italian Governments respectively full and exclusive rights of ownership over the land within the boundaries of Turkey as fixed by the present Treaty in which are situated the graves of their soldiers and sailors who fell in action or died from wounds, accident or disease, as well as over the land required for laying out cemeteries or erecting memorials to these soldiers and sailors, or providing means of access to such cemeteries or memorials.

The Greek Government undertakes to fulfil the same obligation so far as concerns the portion of the zone of the Straits and the islands placed under its sovereignty.

Article 219 Within six months from the coming into force of the present Treaty the British, French and Italian Governments will respectively notify to the Turkish Government and the Greek Government the land of which the ownership is to be transferred to them in accordance with Article 218. The British, French and Italian Governments will each have the right to appoint a Commission, which shall be exclusively entitled to examine the areas where burials have or may have taken place, and to make suggestions with regard to the re-grouping of graves and the sites where cemeteries are eventually to be established. The Turkish Government and the Greek Government may be represented on these Commissions, and shall give them all assistance in carrying out their mission.

The said land will include in particular the land in the Gallipoli Peninsula shown on map No.3 [see Introduction]; the limits of this land will be notified to the Greek Government as provided in the preceding paragraph. The Government in whose favour the transfer is made undertakes not to employ the land, nor to allow it to be employed, for any purpose other than that to which it is dedicated. The shore may not be employed for any military, marine or commercial purpose.

Article 220 Any necessary legislative or administrative measures for the transfer to the British, French and Italian Governments respectively of full and exclusive rights of ownership over the land notified in accordance with Article 219 shall be taken by the Turkish Government and the Greek Government respectively within six months from the date of such notification. If any compulsory acquisition of the land is necessary it will be effected by, and at the cost of, the Turkish Government or the Greek Government, as the case may be.

Article 221 The British, French and Italian Governments may respectively entrust the gendarmerie, Greek and Turkish, will be under the I deem fit the establishment, arrangement, maintenance and care of the cemeteries, memorials and graves situated in the land referred to in Article 218.

These Commissions or organisations shall be officially recognised by the Turkish Government and the Greek Government respectively. They shall have the right to undertake any exhumations or removal of bodies which they may consider necessary in order to concentrate the graves and establish cemeteries; the remains of soldiers or sailors may not be exhumed, on any pretext whatever, without the authority of the Commission or organisation of the Government concerned.

Article 222 The land referred to in this Section shall not be subjected by Turkey or the Turkish authorities, or by Greece or the Greek authorities, as the case may be, to any form of taxation. Representatives of the British, French or Italian Governments, as well as persons desirous of visiting the cemeteries, memorials and graves, shall at all times have free access thereto. The Turkish Government and the Greek Government respectively undertake to maintain in perpetuity the roads leading to the said land.

The Turkish Government and the Greek Government respectively undertake to afford to the British, French and Italian Governments all necessary facilities for obtaining a sufficient water supply

for the requirements of the staff engaged in the maintenance or protection of the said cemeteries or the said cemeteries or memorials, and for the irrigation of the land.

Article 223 The provisions of this Section do not affect the Turkish or Greek sovereignty, as the case may be, over the land transferred. The Turkish Government and the Greek Government respectively shall take all the necessary measures to ensure the punishment of persons subject to their jurisdiction who may be guilty of any violation of the rights conferred on the Allied Governments, or of any desecration of the cemeteries, memorials or graves.

Article 224 Without prejudice to the other provisions of this Section, the Allied Governments and the Turkish Government will cause to be respected and maintained the graves of soldiers and sailors buried in their respective territories, including any territories for which they may hold a mandate in conformity with the Covenant of the League of Nations.

Article 225 The graves of prisoners of war and interned civilians who are nationals of the different belligerent States and have died in captivity shall be properly maintained in accordance with Article 224.

The Allied and Associated Governments on the one hand and the Turkish Government on the other reciprocally undertake also to furnish to each other.

(1) A complete list of those who have died, together with all information useful for identification.

(2) All information as to the number and position of the graves of all those who have been buried without identification.

【条約5：翻訳版】同盟国ト土耳其国トノ平和条約（いわゆるセーヴル条約）

第六編 俘虜及墳墓

第一款 俘虜（引用者：第208～217条は省略）

第二款 墳墓

第二一八条 土耳其政府ハ、戦場ニ斃レ又ハ負傷、事故若ハ疾病ニ因リ死亡シタル英国、仏蘭西国及伊太利国陸海軍軍人ノ墳墓ノ存スル土地以下ニシテ本条約ニ依リ決定シタル土耳其国ノ境界内ニ在ルモノ並右陸海軍軍人ノ為ニスル墓地ノ設置又ハ記念碑ノ建設ニ必要ナル土地及右ノ墓地又ハ記念碑ニ通スル道路ノ完全且独占ノ所有權ヲ右諸国ノ政府ニ夫々讓渡スヘシ

希臘国政府ハ、其ノ主權ノ下ニ置カレタル海峡及諸島ノ地帯ノ部分ニ関シ右ト同様ノ義務ヲ履行スルコトヲ約ス

第二一九条 本条約実施後六月ノ期間内ニ英国、仏蘭西国及伊太利国ノ政府ハ第二百十八条ニ依リ所有權ノ讓渡ヲ受クヘキ土地ヲ土耳其国政府及希臘国政府ニ夫々通告スヘシ、英国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府ハ埋葬ノ為シ又ハ為サレタルコトアルヘキ地帯ヲ調査シ且墳墓ノ整理ト墓地ヲ設置スルコトアルヘキ敷地トニ付提議ヲ為スノ専属ノ權限ヲ有スル委員會ヲ組織スルノ權利ヲ有スヘシ、土耳其国政府及希臘国政府ハ右委員會ニ其ノ代表者ヲ出スコトヲ約スヘキ且右委員會ノ任務ノ遂行シ付一切ノ協力ヲ之ニ確保スルコトヲ要ス

前記ノ土地中ニハ「ガリポリ」半島内ニ位シ且付属地図第三号ニ掲ケラルル土地ヲ特ニ包含スヘシ、其ノ境界ハ前項ノ規定ニ依リ希臘国政府ニ之ヲ通告スヘキモノトス、受益国政府ハ右ノ土地ヲ其ノ讓渡サレタル目的以外ノ何レノ用途ニモ供セス且供セシメサルコトヲ約ス、其ノ沿岸ハ何等軍事上、海上又ハ商業上ノ目的ニ之ヲ利用スルコトヲ得サルヘシ

第二二〇条 第二一九条ニ從ヒ指定セラレタル土地ノ完全且独占ノ所有權ヲ夫々英国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府ニ讓渡スニ付必要ナル立法上ノ措置ハ土耳其国政府及希臘国政府ニ於テ夫々右指定後六月以内ニ之ヲ執ルコトヲ要ス、土地収用ヲ必要トスルトキハ右収用ハ各場合ニ應シ土耳其国政府又ハ希臘国政府其ノ費用ヲ以テ之ヲ行フヘシ

- 第二二一条 第二百十八条ニ掲クル土地内ニ在ル墓地、記念碑及墳墓ノ設置、修営、維持及看守ハ英国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府ニ於テ其ノ適当ト認ムル委員会又ハ期間ニ夫々之ヲ託スルコトヲ得
- 右ノ委員会又ハ機関ハ土耳其国政府及希臘国政府ニ依リ夫々公式ニ承認セラルヘク又墳墓ノ整理及墓地ノ設置ヲ確保スル為ニ必要ト認ムル遺骸ノ発掘及移転ヲ行ハシムルノ権利ヲ有スヘシ、陸海軍軍人ノ遺骨ハ関係国政府ノ委員会又ハ機関ノ許可ナクシテハ如何ナル口実ヲ以テスルモ之ヲ発掘スルコトヲ得サルヘシ
- 第二二二条 本款ニ掲クル土地ニ対シテハ土耳其国若ハ土耳其国官憲又ハ場合ニ依リ希臘国若ハ希臘国官憲ハ何等ノ料金又ハ税金ヲ課スルコトヲ得ス、英国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府ノ代表者竝墓地、記念碑及墳墓ノ参詣希望者ハ何時ニテモ自由ニ来往スルコトヲ得ヘク土耳其国政府及希臘国政府ハ夫々右ノ土地ニ通スル道路ノ維持ニ付永久ニ其ノ責任スルモノトス
- 土耳其政府及希臘国政府ハ夫々英国、仏蘭西国及伊太利国ノ諸政府ヲシテ前記墓地又ハ記念碑ノ維持又ハ看守ニ当ル吏員ノ需用ト該土地ノ灌水トニ充ツルニ足ル水量ノ供給ヲ受ケシムル為ニ必要ナル一切ノ便宜ヲ之ニ許スルコトヲ約ス
- 第二二三条 本款ノ諸規定ハ右譲渡地ニ対スル土耳其国又ハ場合ニ依リ希臘国ノ主権ヲ害セサルモノトス、土耳其国及希臘国ノ各政府ハ其ノ裁判権ニ服スル者ニシテ同盟国政府ニ許セラレタル権利ヲ侵害シ又ハ墓地、祈念碑若ハ墳墓ヲ汚瀆シタルノ故ヲ以テ有罪ト為ルモノノ処罰ヲ確保スル為ニ有用ナル一切ノ措置ヲ執ルヘシ
- 第二二四条 同盟国政府及土耳其政府ハ其ノ版図内（右同盟国政府カ国際連盟規約ニ依リ委任ヲ実行スヘキ地域ヲ含ム）ニ埋葬セラレタル陸海軍軍人ノ墳墓ヲ尊重保存セシムヘシ、但シ本款ノ他ノ諸規定ヲ害スルコトナシ
- 第二二五条 各交戦国国民タル俘虜及抑留人民ニシテ拘束中死亡シタルモノノ墳墓ハ第二二四条ノ条件ニ從ヒ適當ニ之ヲ保存スヘシ
- 一 同盟国政府及他方土耳其国政府ハ相互ニ左記ノモノヲ供給スルコトヲ約ス
 - 一 死亡者ノ全表及其ノ識別上有用ナル一切ノ情報
 - 二 識別セラレスシテ埋葬セラレタル死者ノ墳墓ノ数竝位置ニ関スル一切ノ情報

トルコ政府と結んだ「セーヴル条約」【条約5】は、ヨーロッパ各国と結んだ条約四件（以下「四条約」と略す）と全く異なっていた。ヨーロッパ諸国とは2ヶ条にまとめられていたが、トルコとは10ヶ条という多くの条項が「第二款 墳墓」を占めている。このうち、四条約と同じなのは、第224条と第225条だけで、他の八ヶ条は、四条約には規定がなかったものである。内容をまとめれば、次のようになる。

第218条：三国（英仏伊）陸海軍軍人の墳墓・墓地・記念碑に必要な土地・道路の有権を三国に譲渡する。ギリシア政府も同様。

第219条：条約実施後6ヶ月以内に、三国政府は、所有権譲渡の土地を、両国（トルコ・ギリシア）政府に通告する。三国政府は、調査委員会組織の権利を有する。両国政府は、代表者を委員会に出席させ、一切の協力をする。

第220条 三国に土地を譲渡するのに立法上行政上必要な措置は、両国政府が6ヶ月以内に実施する。土地収用が必要な場合、両国政府が費用負担する。

第221条 第218条に基づいて設置された墓地・記念碑・墳墓の設置・修営・維持・看守に

必要な委員会・機関を、両国政府は公式承認し、委員会・機関は遺骸の発掘・移転を行う権利を有する。これらの委員会・機関の承認なく発掘は許されない。

第222条 確保された土地に対し、両国政府は料金徴収・課税できない。三国の参詣希望者はいつでも自由に往来できる。道路の維持は両国の永久責任。

第223条 本款の規定は両国の主権侵害ではない。三国の権利や墓地・記念碑・墳墓を汚損する者は両国政府により処罰される。

最も重大な取り決めは、最初の第218条である。トルコ・ギリシア両国は、三国の戦争墓地や記念碑の土地を提供するだけでなく、所有権を譲渡する、という一歩ふみこんだ内容となっている。これ以外の「四条約」には全くない規定が、「セーヴル条約」には盛り込まれていたのである。「トルコ国家の存立が抹殺される性質」は、この「墳墓」条項にも明確に現れている。

第一次世界大戦の敗戦国となったトルコに対し、ヨーロッパ諸列強はその分割を意図し、それに支えられたギリシアは、西アナトリア地方（アナトリア半島の西海岸部）や東トラキア地方（バルカン半島の東南端）に侵出し、占領した。弱体化したトルコ政府は、これに抵抗できず、さらに1920年8月10日、連合国との講和条約として「セーブル条約」が締結される。条約は「全トルコ国土をアナトリアの3分の1、旧トラキア領の10分の1以下に縮小」させ、「トルコを事実上の植民地」とする内容だった。このような「歴史上まれにみる苛酷な条約」を突きつけられたトルコでは、ムスタファ・ケマル（1881～1938）を指導者とする祖国解放運動が広がり、1921年から22年にかけてギリシア軍を、アナトリアから追い落とすための戦争を遂行する（希土戦争）。22年8月から9月の大攻勢で勝利を収めたトルコ軍は、10月英・仏・伊・希と休戦協定を結び、戦争を終わらせた。「セーヴル条約」を認めなかったケマルの革命政権は、1923年7月24日新たに「ローゼンヌ条約」を結び、領土の保全、国家的民族的独立という大きな成果を勝ち取る⁽¹⁰⁾。

【条約6】 Traite De Paix Signe a Lausanne le 24 juillet 1923 (条約本文はフランス語のため省略)

【条約6：翻訳版】「ローゼンヌ」ニ於テ署名セラレタル平和条約 (いわゆるローゼンヌ条約)

第五編 雑則

一 俘虜 (引用者：第119～123条は省略)

二 墳墓

第一二四条 本条約第二百二十六条ノ特別規定ヲ留保シ締約国ハ千九百拾四年十月二十九日以後戦場ニ於テ斃レ又ハ負傷、事故若ハ疾病ニ因リ死亡シタル各締約国ノ陸海軍軍人竝同日以後抑留中死亡シタル俘虜及抑留人民ノ墓地、墳墓、納骨堂及記念碑ヲ自国ノ権力ノ下ニ在ル領域内ニ於テ尊重シ且保存セシムヘシ

締約国ハ前記ノ墓地、納骨堂及墳墓ヲ識別シ、登録シ、保存シ且其位置ニ適當ナル記念碑ヲ建設スルコトヲ委任シ得ヘキ委員会ニ対シ各自国ノ領域内ニ於テ其ノ任務執行ニ必要ナル一切ノ便宜ヲ与フヘキモノトス、右委員会ハ軍事的性質ヲ帯フルコトヲ得ス

締約国ハ国内法ノ規定上及公共衛生ノ必要上差支ナキ限り陸海軍軍人ノ遺骸ヲ其ノ本国ニ移サムトスル要求ヲ満足セシムル為一切ノ便宜ヲ相互ニ供与スルコトヲ約ス

第一二五条 締約国ハ相互ニ左記ノモノヲ供給スルコトヲ約ス

一 抑留中死亡シタル俘虜及抑留人民ノ全表竝其ノ識別上有用ナル一切ノ情報

二 識別セラレスシテ埋葬セラレタル者ノ墳墓ノ数及其ノ位置ニ関スル一切ノ表示

第一二六条 千九百十六年八月二十七日以後羅馬尼亞国領域内ニ於テ死亡シタル土耳其国ノ陸海軍軍人及俘虜ノ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ保存竝抑留人民ニ関シ第二百二十四条及第二百五条ヨリ生スル他ノ一切ノ義務ハ羅馬尼亞国政府土耳其国政府間ノ特別協定ニ依リ之ヲ規定スヘシ

第一二七条 第二百二十四条及第二百五条ノ一斑規定ヲ補充スル為一方ニ於テ英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府竝他方ニ於テ土耳其国及希臘国ノ各政府ハ第二百二十八条乃至第三百六条ノ特別規定ニ同意ス

第一二八条 土耳其国政府ハ、英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府ニ対シ、戦場ニ於テ斃レ又ハ負傷、事故若ハ疾病ニ因リ死亡シタル右諸国ノ陸海軍軍人竝抑留中死亡シタル俘虜及抑留人民ノ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ存在スル土耳其国ノ領域内ニ於ケル土地ヲ格別ニ且永久ニ譲与スルコトヲ約ス、又土耳其国政府ハ第三十条ニ規定スル委員会ニ於テ共同墓地、納骨堂又ハ記念碑ヲ設置スル為将来必要ト認ムヘキ土地ヲ前記各国政府ニ譲与スヘシ

尚土耳其国政府ハ右墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ヘノ出入ヲ自由トシ且必要アル場合ニハ必要ナル道路ノ開設ヲ許可スルコトヲ約ス

希臘国政府ハ、其ノ地域ニ関スル限り右同様ノ義務ヲ負担ス

前記ノ規定ハ譲与セラルル地域ニ対スル土耳其国ノ主權又ハ希臘国ノ主權ヲ害スルコトナシ

第一二九条 土耳其国政府ノ譲与スヘキ土地中ニハ特ニ英帝国ノ為ニ第三号地図ニ示シタル「アンザック」(「アリ、ブルヌ」)地方ノ土地ヲ含ムモノトス

英帝国ノ前記土地ノ享有ハ左ノ条件ニ従フヘシ

一 該土地ハ本条約ニ基ク用途以外ニ之ヲ転用スルコトヲ得ス、從テ該土地ハ軍事上若ハ商業上ノ目的ノ為又ハ前記ノ用途ニ異リタル目的ノ為ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

二 土耳其国政府ハ何時タリトモ該土地(墓地ヲ含ム)ヲ検査セシムルノ權利ヲ有ス

三 墓地ノ警護ニ当ルヘキ非軍人タル看守人ノ数ハ墓地毎ニ一名ヲ超ユルコトヲ得ス、墓地以外ニ於ケル土地ニ対シテハ特別ノ看守人ヲ置クコトヲ得ス

四 墓地ノ内外ヲ問ハス該土地ニハ看守人ニ必要欠クヘカラサル住居以外ノモノヲ建設スルコトヲ得ス

五 該土地ノ沿岸ニハ人又ハ商品ノ乗船又ハ下船ヲ容易ナラシムヘキ埠頭、波止場又ハ棧橋ヲ建設スルコトヲ得ス

六 一切ノ必要ナル手續ハ海峡ノ内側沿岸以外ニ於テハ之ヲ履行スルヲ得サルヘク且多島海岸ヨリ該地域ヘノ出入ハ右手續完了後ニ非サレハ許可セラレサルヘシ、土耳其国政府ハ能フ限り右手續ヲ簡易ニシ且本条約ノ他ノ規定ヲ害スルコトナクシテ土耳其国ニ赴ク他ノ外国人ニ課セラルル手續ヨリモ其ノ負担ヲ重カラシメサルコト及一切ノ不必要ナル遅延ヲ避クルニ足ルヘキ諸条件ノ下ニ右手續ヲ履行セシムルコトヲ約ス

七該土地ニ參詣セムト欲スル者ハ武装ヲ為スコトヲ得ス、土耳其国政府ハ右嚴重ナル禁止ノ励行ヲ監視スルノ權利ヲ有ス

八百五十名ヲ超ユル一切ノ參詣者団体ノ到着ニ付テハ少クトモ一週間以前ニ土耳其国政府ニ通知スルコトヲ要ス

第一三〇条 英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ政府ハ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ニ関スル諸問題ヲ其ノ現場ニ於テ解決スルノ任務ヲ有スル委員会ヲ設クヘシ、土耳其国及希臘国ノ政府ハ之ニ各一名ノ代表者ヲ参加セシムヘシ、右委員会ハ特ニ左ノ任務ヲ有ス

一埋葬行ハレタルカ又ハ行ハレタリト認メラルル地帯ノ認定竝現存ノ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ確認

二必要ニ応シ墳墓ノ集合ヲ行フヘキ条件ヲ定ムルコト、建設セラルヘキ共同墓地、納骨堂及記念碑

ノ敷地ヲ土耳其国領域ニ関シテハ土耳其国代表者ト、希臘国代表者ト協力シテ指定スルコト竝右敷地ノ面積ヲ必要ナル最小限度ニ極限シテ其ノ境界ヲ定ムルコト

三各自国民ノ為ニ建設セラレ又ハ将来建設セラルヘキ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ確定計画ヲ各自国政府ノ名ニ於テ土耳其国及希臘国政府ニ通告スルコト

第一三一条 被讓与ハ右讓与セラレタル土地ヲ前記ノ用途以外ノ用途ニ使用セス又使用セシメサルコトヲ約ス、該土地カ海岸ニ存在スルトキハ被讓与国政府ハ右沿岸ヲ陸海軍ノ軍事上又ハ商業上ノ目的ノ為ニ利用スルコトヲ得ス、墳墓及墓地用ノ土地ニシテ其ノ目的ノ為ニ利用セラレス且記念碑建設ノ為ニ利用セラレサルニ至リタルモノハ土耳其国政府又ハ希臘国政府ニ返還セラルヘシ

第一三二条 第三百十条第三号ニ規定スル通告アリタル後六月以内ニ土耳其国及希臘国ノ各政府ハ第二百二十八条乃至第三百十条ニ掲クル土地ノ完全ナル永久ノ享有權ヲ英帝国、仏蘭西国及伊太利国政府ニ讓与スル為ニ必要ナル立法上又ハ行政上ノ措置ヲ執ルコトヲ要ス、若シ取用ノ必要アル場合ニハ土耳其国及希臘国ノ政府ハ各自国ノ領域ニ於テ自ラ且自己ノ費用ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第一三三条 英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府ハ其ノ国民ノ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ建設、整理及維持ヲ其ノ適當ト認ムル実行機関ニ委託スルコトヲ得ヘシ、右機関ハ軍事的性質ヲ帶フルコトヲ得ス、右機関ハ墳墓ノ集合竝墓地及納骨堂ノ建設ヲ確保スル為ニ必要ト認ムル遺骸ノ発掘及移転竝被讓与国政府カ創刊ヲ為スノ必要アリト認メタル遺骸ノ発掘及移転ヲ専ラ行フノ權利ヲ有ス

第一三四条 英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ各政府ハ其ノ国民中ヨリ選任シタル看守人ヲシテ土耳其国内ニ在ル其ノ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ警護ヲ為サシメルノ權利ヲ有ス、土耳其国官憲ハ右看守人ヲ承認シ且其ノ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ保護ヲ為サシメル為助力ヲ与フヘシ、右看守人ハ軍事的性質ヲ帶ヒサルモ身体防衛ノ為拳銃又ハ短銃ヲ形態スルコトヲ得

第一三五条 土耳其国及土耳其官憲又ハ希臘国及希臘国官憲ハ第二百二十八条乃至第三百十一条ニ規定スル土地ニ対シ如何ナル種類ノ借地料又ハ税金ヲモ課セサルヘシ、英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ政府ノ代表者竝本保、墓地、納骨堂及記念碑ノ參詣希望者ハ何時ニテモ自由ニ右土地ニ出入スルコトヲ得ヘシ、土耳其国及希臘国ノ各政府ハ右土地ニ到ル道路ノ維持ニ付永久ニ其ノ責ニ任スヘシ
土耳其国及希臘国ノ各政府ハ前記墓地、墳墓、納骨堂及記念碑ノ維持又ハ貫首ニ當ル人員ノ需用ニ必要ナル分量ノ水ヲ得シムル為竝該土地ノ灌水ノ為一切ノ便宜ヲ英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ政府ニ供与スルコトヲ約ス

第一三六条 英帝国、仏蘭西国及伊太利国ノ政府ハ自国ノ権力ノ下ニ在ル領域（土耳其国ヨリ分離シタル地域ヲ含ム）内ニ眠レル土耳其国陸海軍軍人ノ墳墓、墓地、納骨堂及記念碑ノ建設ノ為土耳其国政府ニ対シ第二百二十八条乃至第三百十五条ノ規定ノ利益ヲ供与スルコトヲ約ス

「セーヴル条約」は批准されなかった、という事情があり、調印したトルコ側が、新しく生まれた「土耳其国国民議会議政府」であるという条件から、「セーヴル条約」全18編433条に対して、「ローゼンヌ条約」は全5編143条と整理された形となった。「墳墓」条項は、「セーヴル条約」では第5編と第7編の間に位置づけられ、戦後処理の重要な案件となっているのに対し、「ローゼンヌ条約」では、

第一編政治条項／第二編財政条項／第三編経済条項／第四編交通手段及衛生事項／第五編
雜則

という構成で、「第五編雜則」中に

一俘虜／二墳墓／三一般規定

とされる。編成としては落とされた位置づけだと言えるが、内容的には全く一新されたとも言

えよう。片務的条項が全て双務的条件に変更されたのである。第124条と第125条は、ヴェルサイユ条約などとほぼ同じ内容だと確認できる。第127条により、それ以下の条文を「特別規定」とし、トルコ政府が、英・仏・伊の三国に「墳墓 sepultures、墓地 cimeties、納骨堂 ossuaires 及記念碑 monuments」のための要地を提供・譲与し、維持するなどを協定している。看守人の配置や最小限の武装など細かく規定し、「特別規定」は128条から135条までの8条にもわたる。最後の第136条で、第128条規定の土地譲与や第130条から第135条までの保護・維持・管理規定も全てトルコ政府にも適用されることが明らかとなり、双務的協定であることがようやく判明する。

第129条がトルコに適用されないのは、イギリスが特別措置を要求したためである。第129条に言う「第三号地図」とは「ガリポリ半島」の地図であり、英国が指定した地名「アンザック」（「アリ、ブルヌ」）とは、第一次大戦中の1915年4月25日から始まった「ガリポリの戦い Battle of Gallipoli」で、イギリス本国の第二九師団、海軍陸戦師団、フランス軍のほか、英連邦のオーストラリア、ニュージーランド連合軍団（アンザック ANZAC Australian and New Zealand Army Corps）が参加し、翌年1月9日に全面撤退するまで8ヶ月あまりトルコ軍と激戦を続けたガリポリ半島のうち、アンザック軍団が戦った場所である。連合軍の死傷者27万人（うち14万人が病死者）、トルコ軍の死傷者25万人という悲惨な戦いだったが、オーストラリア軍死傷者2万8000人、ニュージーランド軍同7500人という数字からもアンザック軍団の苦戦が明らかで、ガリポリ上陸の4月25日は、現在の両国で「アンザック・デー」として国民の祝日となっている。その記念すべき場所を、墓地と記念碑を建立する地域として確保することを、「ローゼンヌ条約」本文に盛り込むのが、英連邦のいわば「戦争文化」だった。

ガリポリ半島を守り抜いたトルコ軍の指揮官ムスタファ・ケマル大佐は、国民的英雄となり、その後祖国解放戦争の指導者として、新生トルコ共和国を造りあげていく。「ローゼンヌ条約」には記さなかったが、自国の領土であり、ガリポリ半島には、トルコ軍の墓地や戦勝記念碑が建てられたのではないだろうか。

いずれにしろ、【条約6】とそれ以外の講和条約の内容に違いがあるものの、「講和条約」に兵士の「墳墓」規定を挿入するのは共通している。

第二節 講和条約で戦争墓地を規定した最初はなにか

講和条約のこの共通項は、プロシアとフランスが戦った普仏戦争（1870～1871）の結果である、ということも、既に指摘している（拙稿「慰霊と追悼—戦争記念日から終戦記念日へ—」、『岩波講座 アジア・太平洋戦争』第2巻、戦争の政治学、2005年12月）。

1871年5月10日に結ばれた講和条約「フランクフルト条約」（全18ヶ条）は、次のようになっていた（俘虜についても第10条で取り決めている）。

第一六条 ドイツとフランス両国政府は、相互の領土に埋葬された兵士の墓地を尊重し、

維持することを、相互に約束する。

Art16 Les deux gouvernements français et allemand s'engagement réciproquement à faire respecter et entretenir les tombeaux des soldats ensevelis sur leurs territoires respectifs.⁽¹¹⁾

ドイツとフランス両国は、戦闘中にそれぞれの戦場で作った兵士の墓地を、壊すことも移転させることもせず、「尊重し、維持すること」を相互に承認する、というこの条項により、両国には普仏戦争時代の墓地があったはずである。ただこの段階では、多くの兵士を集めて埋葬した集合墓だった。この条項を発展させたのが、第一次世界大戦の諸講和条約である。ヴェルサイユ条約第225条とサン・ジェルマン条約第171条、トリアノン条約第155条、ヌイイー条約第116条、セーヴル条約第224条、のそれぞれ第一項は、フランクフルト条約第16条と同文である。ローゼンヌ条約のみ、最も基礎となるこの第一項が採用されなかったのは、不自然である。

ベルサイユ平和条約第225条に準拠して、敗戦国ドイツは、フランスとの前線に多くの戦争墓地を造成することとなった。そのことは第二次世界大戦でも引き継がれたため、第一次・第二次両大戦あわせて192ヶ所のドイツ軍・戦争墓地がフランスに作られている。その多くは、集合墓ではなく、個人墓標のもとに眠っている。

1871年のフランクフルト条約で、ヨーロッパ各国は初めて、戦場の「戦争墓」ないし「戦争墓地」(原文表記では「Graves」と複数で記しており、外務省訳は「墳墓」であるが、「墓群」と訳すことも可能である。第一次世界大戦後の戦場にある各国墓地の実状からは「墓地」と訳すのが私案である)を戦後も維持することを協定した。その後、第一次世界大戦後の諸講和条約でも、踏襲され、内容も充実されていった。前節で検討したように、イスラム圏であるトルコとの講和条約でも当然の如く規定していったということは、西欧の主権国家の「いわば「戦争文化」として認知されていたと考えられる。

第三節 第二次世界大戦の場合

第二次世界大戦では、どのようになされていたのだろうか。東西両ドイツの講和条約は結ばれなかったため、ドイツの事例は見る事が出来ない。

オーストリア共和国は、有効な事例となりうる。1955年5月15日が、現在の新生・オーストリアの誕生日で、2005年はウィーンなど各地の博物館などで祝賀の展示が行われた。調印式が行われたベルヴェデーレ宮殿での特別展は、多くの人々が参観し、『The New Austria』という週刊誌大359頁の図録を作成、販売していた。この日、米英仏蘇の四ヶ国がオーストリア共和国と「オーストリア国家条約」【条約7】⁽¹²⁾を締結し、主権回復、永世中立などを承認した。この条約は、調印形態に示されているように、事実上の講和条約であり、東側諸国と国境を接するオーストリア共和国が、どのように戦後を生き抜くか、という厳しさの中から選択した道であった。北海道ほどの広さで、人口810万人ほどの小国ながら、国際社会では重んじられ、

国際連合第四代事務総長 (1972～1981) にクルト・ヴァルトハイム (1918～) 元大統領を送り出している。

【条約7】 State Treaty for Re-Establishment of an Independent and Democratic Austria

Part I Political and Territorial clauses (引用者：第1～11条は省略)

Part II Military and Air clauses (引用者：第12～18条は省略)

Article 19 War graves and Memorials

1, Austria undertakes to respect, preserve and maintain the graves on Austrian territory of soldiers, prisoners of war and nationals forcibly brought to Austria of the Allied Powers as well as of the other United Nations which were at war with Germany, the memorials and emblems on these graves, and the memorials to the military glory of the armies which fought on Austrian territory against Hitlerite Germany.

2. The Government of Austria shall recognize any commission, delegation or other organization authorized by the State concerned to identify, list, maintain or regulate the graves and edifices referred to in paragraph 1; shall facilitate the work of such organizations; and shall conclude in respect of the above-mentioned graves and edifices such agreements as may prove necessary with the State concerned or with any commission or delegation or other organization authorized by it. It likewise agrees to render, in conformity with reasonable sanitary requirements, every facility for the disinterment and despatch to their own country of the remains buried in the said graves, whether at the request of the official organizations of the State concerned or at the request of the relatives of the persons interred.

【条約7：拙訳版】独立と民主オーストリアの回復に関する国家条約

第1編 政治的領土的条項

第2編 軍事的航空的条項

第一九条 戦争墓地及び記念碑

1, オーストリアは以下のことを約束する。兵士や俘虜、ドイツと戦争した他の連合諸国からと同様に、連合国からオーストリアに強制的に連行された諸国民の、オーストリア領内の墓地並びに彼らの墓地の記念碑と標章、オーストリア領内でヒットラー・ドイツと戦った軍隊の軍事的栄光に対する記念碑などを尊敬し、保護し、維持すること。

2. オーストリア政府は、第一節で言及された墓地と建築物を身元確認、登録、維持、調節する関係国により権限を付与されたいかなる委員会、代表団や他の組織も承認する。また上記に言及された墓地と建築物に関して、関係国にとって、または関係国によって権限を付与されたいかなる委員会や代表団、他の組織に必要と思われる協定を結ぶ。政府は、同様に、関係国の公的組織の要求、関係する人々の親族の要求のいずれであろうとも、合理的衛生的必要条件に応じて、上述の墓地に埋葬されている遺体発掘に必要な設備を与え、母国に急送することに同意する。

かつてのヴェルサイユ条約とは、明らかに異なった内容であることがわかる。第19条は、オーストリア政府が遵守する片務的条項として定められ、締結国の一方である英米仏蘇の領土内にあるオーストリア軍の墓地に関する規定は、定められていない、戦勝国中心の規定となっている。第一項により、オーストリア政府は、連合国の兵士、俘虜、強制連行された外国人（ユダヤ人、シンティ・ロマ、政治犯を指しているだろう）、オーストリア軍と戦った連合国兵士たちの墓地、そこに建設された記念碑、その他の地域に建立された記念碑などを尊重し、保護し、維持するための努力を払うことが誓約されている。現在でもウィーンのパルペデー宮殿

近くの公園に、大きなソ連の戦勝記念碑がそびえ立っているが、その根拠はここにあった。

では、第二次世界大戦後の講和条約として重要な日本と各国との「サンフランシスコ平和条約」は、この点についてどのような規定を持っているのだろうか。同条約は全部で二七条にわたるが、その中に一行も「俘虜及墳墓」に相当する文言は入っていないので、以上のように条文を挙げることはまったくできない。

横浜には、戦後日本政府が元軍需工場の土地を提供して設立された「英連邦戦争墓地」が存在するが、その規定は「サンフランシスコ平和条約」中にはない。平和条約の調印から五年後の1956年6月22日「日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定」が締結され、同日発効している。これが日本国内の英連邦戦争墓地維持のための国家的な約束である。ヴェルサイユ平和条約の中に「俘虜及墳墓」なる編が存在していることは、1950年代の外務省の役人も周知していたことだろう。戦後日本では、そのことが想起されず、日本が1945年以前にアジア各地に設置していた軍用墓地（陸軍墓地と海軍墓地）、アジア・太平洋戦争下でアジア各地に広がっていた戦死者・戦病死者など戦没者の墓地や墓について、日本政府は一切の取り決めをしてこなかった。ただ1952年から厚生省による南方遺骨収集事業が始まり、現在も続いているが、外務省による外交活動とどのような関連や意識をもって行われているのだろうか。この遺骨収集と千鳥淵墓苑との関係についても続稿が必要である。

英連邦が1956年の協定を結ぶ経過は不明だが、欧米諸国も、日本に対しては、同様の墓地・墓の維持を求めなかったのはなぜだろうか。戦争とは悲惨な出来事ではない。それにまつわる文化も、戦争文化として国家・社会、さらには国際社会の変容と連動して考えることができよう。

第三章 ドイツ戦争墓地維持国民同盟の活動

第一次世界大戦後の1919年、ドイツ戦争墓地維持国民同盟 Volksbund Deutsche Kriegsgraberfursorge が、戦場の軍人墓地を維持管理する民間団体として結成された。ベルサイユ講和条約で、軍縮を余儀なくされたため、それまで国家として対応してきた方法がとれなくなり、民間からの運動を展開することで、財政的・政治的な弱点を補おうとしたのが、その狙いだろう。オーストリアでも「黒十字 Black Cross」がやはり民間団体として発足している。これらの団体結成と資金獲得は、国家の「軍事費」を見かけ上小さく見せるのに役立つ。国家として戦争墓地を維持しているアメリカ合州国では、国防省の管理するアーリントン国立墓地のほか、復員局の維持による各州の国立墓地が129ヶ所設置されている。

2004年8月に訪問したドイツ戦争墓地維持国民同盟ベルリン支部の話では、同盟の活動費はほとんど民間からの寄附で賄われている、ということであり、1919年結成以来85年間ドイツ国民の寄附が続き、支部の維持やポスター、チラシ、機関誌などの活動費用に充てられている。

夏には、青少年を集めて、各地のドイツ戦争墓地をめぐり、墓地の修復や清掃などに従事させる、という運動が積極的に行われている。週刊誌大44頁のパンフレット『先生と一緒に Kontakt-Lehrer/in』という国民同盟発行の青少年向け情報誌によれば、「国民同盟が学校と共に企画する共同作業は、各州の文部大臣やPTAがはっきりと推薦している」とうたわれており、毎年の各地での戦争墓地維持のための共同作業がカラー写真入りで紹介されている。

むすびにかえて

「戦争をどう終わらせるのか」というのは、国民にとっての問題でもあるが（その点で問題提起をしたのが加藤典洋の発言だった）、実はもう一つ相手国のことがある。19世紀は賠償金の支払いや領土割譲などを求め、応じ、国家としての戦争は終わることが出来た。その後両国の国民に残ったのは、戦勝国の奢りと戦敗国の卑屈でしかなかった。それを覆すにはもう一度戦争をするしかない、という野蛮な国際社会だった。第二次世界大戦以降の「戦争の終わらせ方」について示唆に富む検討をしている一人が小菅信子さんで、著書『戦後和解—日本はく過去から解き放たれるのか』（中央公論社、2005年）は高く評価されている。

ここでは第一次世界大戦の終わらせ方に絞り、それも戦没者墓地「戦争墓地」というもののあり方という特殊な場面のみを検討した。当然「記念碑」「追悼碑」についても検討はなされねばならない。「戦争文化」という新しい問題提起は、その延長上で考察するための補助線として出しておきたい。

〔注〕

- (1) 森謙二『墓と葬送の社会史』（講談社、1993年）30頁。
- (2) 平田達治『中欧・墓標をめぐる旅』（集英社、2002年）241頁。
- (3) 同書240～266頁。
- (4) 日本国首相官邸のHPにも、かつての福田懇談会で使用したと思われる「史料・諸外国の主要な戦没者追悼施設について」があり、「ノイエ・ヴァッヘ」の説明が示されているが、ドイツ語からの翻訳であり、同所に掲げられている日本語版ではない。
- (5) ドイツにおける戦没者追悼碑と記念碑の歴史と現状についての最も克明な研究は、南守夫「ドイツ、戦争とナチズムの記念碑・記念館を考える」（『季刊・戦争責任研究』第6～9、11～12、14～15、17号、1994～97年）であり、歴史を把握するには、南守夫「ドイツ戦没者追悼史と靖国・国立墓苑問題」（同、第36～38号、2002年）が推薦できる。
- (6) 松本彰新潟大学教授のご提供による訳文である。感謝の意を表する。
- (7) 「第一次世界大戦と大英帝国の戦争墓地」、佛教大学『文学部論集』第88号、2004年3月。
- (8) 第一次世界大戦の講和条約である、連合国と、ドイツ【条約1】、オーストリア【条約2】、ハンガリー【条約3】、ブルガリア【条約4】、トルコ【条約5】については、日本の外務省条約局編集・刊行の『条約彙纂』第三卷第一～三部（1925～26年）に掲載されている原文（英文・フランス文のうち本稿では英文を選択）、日本語文を引用している。
- (9) 三橋富治男「トルコ史」、前嶋信次編『西アジア史（新版）』（山川出版社、1972年）394頁。

- (10) 永田雄三「トルコ」、永田雄三・加賀谷寛・勝藤猛『中東現代史』I、山川出版社、1982年。
- (11) <http://chartonf.club.fr/index.html> に条約全文が示されている (条約正文はフランス語文)。
- (12) <http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/1961/14.html> に条約全文が示されている (英語文)。

〔付記〕

当初本稿は、「ドイツ戦争墓地維持国民同盟の歴史」も含み執筆の予定であったが、史料等に不備があり、用意できないので、次回に回した。

本稿は、2004年度佛教大学特別研究費による「戦争の記憶—ドイツと日本の比較—」調査の報告である。外国における「戦争墓地」の調査という地味な研究テーマに支援を惜しまれない佛教大学学術委員会・学術支援室に感謝し、これらの海外「戦争墓地」調査と分析を、日本国内の「軍用墓地」調査・分析とともに、出来るだけ早く一冊の書物として上梓し、おおかたの批判を頂くことをめざしたい。

(はらだ けいいち 人文学科)

2006年10月19日受理